

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	県土整備部 技術管理課
契約締結年月日	令和 4 年 8 月 1 7 日
契約者名	(一社) 日本建設機械施工協会施工技術総合研究所
契約名	山梨県 I C T 導入支援業務委託
契約金額 (税込み)	2, 6 1 8, 0 0 0 円
随意契約理由	<p>本業務は、県土整備部発注公共工事に I C T 技術を活用する建設現場において、発注者が監督業務を行うにあたり、使用する I C T 技術毎の確認ポイントや注意事項などについて、技術や知識を習得することを支援する業務である。</p> <p>本業務の実施にあたる契約相手先については、建設 I C T について総合的に精通すると共に、I C T 施工の機材や建機が稼働する専用のフィールドを有していることが求められる。</p> <p>また、契約相手先としては、特定のメーカーや技術に偏ることがないように中立的な立場であり、自治体職員向けの講習実績を多数有している者が適切である。</p> <p>(一社) 日本建設機械施工協会施工技術総合研究所は、設立目的等 (※) が本業務の趣旨に合致し、かつ、本県の近傍に所在しているため費用面における経済的合理性があり、唯一上記の条件に適合し適任である。なおかつ、他企業では同様の事業を実施しておらず、本業務を実施することができるのは、(一社) 日本建設機械施工協会施工技術総合研究所以外にないことを確認した。</p> <p>従って、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、(一社) 日本建設機械施工協会施工技術総合研究所と随意契約するものである。</p> <p>※一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所は、建設機械及び機械化施工に関する試験研究を実施することにより、建設事業の技術向上や合理化を図ることを目的として設立された法人であり、国や県における土木行政の補完支援などを行っている。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号